

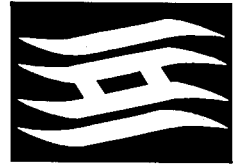
兵庫県公報

平成19年1月12日 金曜日 第1840号

発行人

兵庫県

神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○土地改良区営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○土地改良区清算人の退任の届出（同）	2
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○平成18年度地籍調査事業計画（同）	3
○国土調査の成果の認証（同）	4
○保安林の指定（森林保全室）	4
○公共測量を実施する旨の通知（契約・建設業室）	4
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○同 上（同）	5
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	5
○道路の区域の変更（同）	6
○同 上（同）	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○同 上（同）	7
○同 上（同）	8
○公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）	8
○景観影響評価準備書の縦覧等（景観形成室）	9

公 告

○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	13
○同 上（同）	14
○同 上（同）	14
○同 上（同）	15
○同 上（同）	16

教育委員会告示

○有形文化財の登録	17
○技能教育のための施設の指定	17

病院局公告

○落札者等の公示（県立こども病院）	17
○同 上（同）	18
○同 上（県立成人病センター）	18
○同 上（県立姫路循環器病センター）	19
○随意契約の相手方等の公示（県立尼崎病院）	19

市町村職員退職手当組合規則

○兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則19

告 示

兵庫県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市川北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	吹田 康男	神戸市北区道場町塩田2285番地
同	番匠 延治	同 市同区道場町塩田2181番地
同	前 辨次	同 市同区道場町塩田2141番地
同	後 忠雄	同 市同区道場町塩田2356番地
同	下岡 一則	同 市同区道場町塩田2785番地
監事	植田 英俊	同 市同区道場町塩田2575番地
同	後 孝郎	同 市同区道場町塩田2124番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	番匠 佳博	神戸市北区道場町塩田2181番地
同	植田 英俊	同 市同区道場町塩田2575番地
同	前 圭治	同 市同区道場町塩田2141番地
同	後 忠雄	同 市同区道場町塩田2356番地
同	下岡 一則	同 市同区道場町塩田2785番地
監事	大西 農夫	同 市同区道場町道場132番地
同	東馬場 良文	同 市同区道場町塩田2363番地

兵庫県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
大野下土地改良区	大野下地区	平成19年1月12日から 同年2月1日まで	洲本市役所

兵庫県告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

日吉土地改良区

氏 名	住 所
西 村 順 一	加西市別府町甲504番地
伊 藤 俊 和	同 市和泉町378番地
増 田 雅 宏	同 市和泉町395番地
内 藤 義 男	同 市和泉町123番地
仁 尾 勝	同 市河内町300番地
高 見 忍	同 市河内町762番地の 1
神 田 竹 男	同 市山田町685番地
鈴 木 文 雄	同 市山田町514番地
高 見 清 六	同 市野上町334番地の 2
高 見 正 直	同 市野上町329番地
中 塚 光 男	同 市池上町198番地の 3
北 川 俊 昭	同 市馬渡谷町228番地の 3
多 田 正 行	同 市都染町514番地
仲 井 丞	同 市都染町580番地
西 村 衛	同 市別府町甲494番地の 3
西 村 正 能	同 市別府町甲645番地
西 村 贍 治	同 市別府町甲1651番地
別 府 重 正	同 市別府町甲1559番地の 2
西 脇 勝 美	同 市山枝町71番地
山 田 守 男	同 市山枝町237番地の 1

兵庫県告示第 14 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成18年12月25日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
集落営農育成基盤整備事業	青 木 地 区	平成19年 1月12日から 同 年 2月 1日まで	宍 粟 市 役 所

兵庫県告示第 15 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成18年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成19年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間

加西市	加西市のうち下宮木町及び笹倉町	平成18年12月から 平成19年3月まで
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち新野、野村、比延、寺前、鍛冶、大河、 上岩、高朝田、宮野、南小田、上小田、川上、長谷、栗、 澁	同 上

~~~~~

#### 兵庫県告示第 16 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調査を行った者の名称  
たつの市
- 2 調査を行った期間  
平成17年11月から平成18年10月まで
- 3 成果の名称  
たつの市（大字御津町黒崎の一部(6)）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
たつの市大字御津町黒崎の一部
- 5 認証年月日  
平成18年12月25日

~~~~~

兵庫県告示第 17 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町湯字滝谷山1685の141
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

#### 兵庫県告示第 18 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、明石市谷八木北土地区画整理組合設立準備会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類

公共測量（土地区画整理）

2 作業期間

平成18年12月14日から平成19年3月31日まで

3 作業地域

明石市大久保町谷八木地域

兵庫県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年1月12日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年1月12日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                   |    |                 |              |    |
|--------------|-----------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>千種新宮線  | 宍粟市山崎町塩山字加賀須1070番から<br>同市山崎町塩山字中嶋730番まで | 旧  | 5.0から<br>9.0まで  | 204.0        |    |
|              |                                         | 新  | 7.0から<br>12.0まで | 203.0        |    |

兵庫県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年1月12日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年1月12日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                |    |                  |              |    |
|--------------|--------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>生穂育波線  | 淡路市野田尾字谷山1360番3から<br>同市野田尾字奥畑316番2まで | 旧  | 4.0から<br>8.0まで   | 89.0         |    |
|              |                                      | 新  | 10.0から<br>19.0まで | 89.0         |    |

兵庫県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年1月12日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年1月12日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                    |    |                 |              |    |
|--------------|------------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>塩田一宮線  | 宍粟市山崎町上牧谷字高下569番から<br>同市山崎町上牧谷字糸崎952番2まで | 旧  | 3.0から<br>29.0まで | 411.0        |    |
|              |                                          | 新  | 3.0から<br>29.0まで | 445.0        |    |

## 兵庫県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年1月12日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                        |    |                                     |                |     |
|--------------|----------------------------------------------|----|-------------------------------------|----------------|-----|
|              | 区間                                           | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)                     | 延長<br>(メートル)   | 備考  |
| 国道<br>426号   | 豊岡市出石町大字宮内字数珠屋232番3から<br>同市出石町大字宮内字若宮257番7まで | 旧  | 6.0から<br>10.0まで                     | 293.0          | 予定地 |
|              |                                              | 新  | 6.0から<br>10.0まで<br>10.0から<br>43.0まで | 293.0<br>293.0 |     |
| 国道<br>482号   | 豊岡市出石町大字宮内字若宮247番1から<br>同市出石町大字鳥居字才ノ神953番1まで | 旧  | 6.0から<br>19.0まで                     | 660.0          | 予定地 |
|              |                                              | 新  | 6.0から<br>19.0まで<br>12.0から<br>43.0まで | 660.0<br>493.0 |     |

## 兵庫県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年1月12日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 | 道路の区域 |  |  |  |  |
|-------|-------|--|--|--|--|
|       |       |  |  |  |  |

| 路 線 名       | 区 間                                 | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)                    | 延 長<br>(メートル)  | 備考  |
|-------------|-------------------------------------|----|------------------------------------|----------------|-----|
| 県道<br>鮎原江井線 | 淡路市山田字裸堂乙729番1から<br>同 市山田字久保乙65番1まで | 旧  | 2.0から<br>11.0まで                    | 665.0          | 予定地 |
|             |                                     | 新  | 2.0から<br>11.0まで<br>6.0から<br>38.0まで | 665.0<br>918.0 |     |

兵庫県告示第 24 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局県土整備部三田土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。  
平成19年 1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区 域 名   | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名 | 小 字 名 | 地 番       |
|---------|-------|-------|------|-------|-----------|
| 三 輪 (2) | 三 田 市 |       | 三 輪  | 丸 山   | 1251番1の一部 |

兵庫県告示第 25 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。  
平成19年 1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区 域 名     | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名      | 小 字 名   | 地 番                                                                         |
|-----------|-------|-------|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 最 上 山 (2) | 宍 粟 市 |       | 山崎町上<br>寺 | 下 山 根   | 194番1・194番3・195番5合併、194番2、194番4                                             |
|           |       |       |           | 下 垣 内   | 195番、195番1、206番、208番、195番から208番に至る地先の道路敷、195番1地先の道路敷の一部、206番から208番に至る地先の道路敷 |
|           |       |       |           | 中 垣 内   | 246番1、246番2、247番1から247番4まで、246番1から246番2に至る地先の道路敷、247番1から247番2に至る地先の道路敷      |
|           |       |       |           | 清 水 ノ 元 | 322番8、329番3、333番1、337番2の一部、322番8から337番2に至る地先の水路敷の一部、329番3地先の水路敷             |





- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県  
兵庫県知事 井戸敏三
- 3 埋立区域の位置及び面積  
明石市二見町東二見字築地2001番、2011番及び2012番地先  
3,324.80平方メートル
- 4 免許年月日及び番号  
平成15年4月24日  
兵庫県指令東播（加土）許第7002号の8
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名  
明石市

~~~~~

兵庫県告示第28号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室に提出すること。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社クイン
代表者の氏名 徳澤順造
住所 神戸市中央区生田2丁目1-14
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 HOTEL NEW QUEEN
所在地 神戸市中央区生田2丁目1-14
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室及び神戸県民局県土整備部まちづくり課
縦覧期間 平成19年1月12日から同月25日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成19年1月12日から同月25日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人ジョナサンフレンズの設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
(1) 名称

特定非営利活動法人ジョナサンフレンズ

- (2) 代表者の氏名
石 井 昭 嘉
- (3) 主たる事務所の所在地
明石市朝霧台3783番地の168 206号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、人の手による施術を通じて人本来の自然治癒力を回復し高めるタッチフォーヘルス（以下「TFH」という。）をはじめとする心身の健康管理の概念とその実践法の調査研究、啓発活動等に関する事業を行い、健康づくりを通じて社会全体の利益に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間
平成18年12月21日から2月間
- (2) 縦覧場所
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
神戸県民局神戸生活創造センター
阪神南県民局
阪神北県民局
東播磨県民局
北播磨県民局
中播磨県民局
西播磨県民局
但馬県民局
淡路県民局
丹波の森公苑

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人すもと共生ネットワークの設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人すもと共生ネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
山 崎 麻 美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
洲本市物部三丁目3番8号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、地域住民の交流サロン運営、子育てに関する相談助言、世代間交流に向けた講演会・セミナー等の企画開催に関する事業を行い、地域住民が年齢、性別を問わず、共生ネットワークを構築して生き生きと暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間  
平成18年12月21日から2月間
  - (2) 縦覧場所  
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸県民局神戸生活創造センター  
阪神南県民局  
阪神北県民局  
東播磨県民局  
北播磨県民局  
中播磨県民局  
西播磨県民局  
但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑

~~~~~

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人北播磨ラベンダーの設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人北播磨ラベンダー
 - (2) 代表者の氏名
藤 原 博 喜
 - (3) 主たる事務所の所在地
多可郡多可町可美区轟799番地127
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、多可町・北播磨地域及びその周辺都市に居住する住民に対し、子ども、高齢者等地域住民との協働により、花と緑等地域資源を活用した都市・農村交流促進及び地域活性化に関する事業を行い、人と人とを結びつけ、地域コミュニティを再構築することを通じて、安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間
平成18年12月21日から 2 月間
 - (2) 縦覧場所
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
神戸県民局神戸生活創造センター
阪神南県民局
阪神北県民局
東播磨県民局
北播磨県民局
中播磨県民局
西播磨県民局
但馬県民局
淡路県民局
丹波の森公苑

~~~~~

#### 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人デイホームすみれの設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活

動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人デイホームすみれ
  - (2) 代表者の氏名  
中村文子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
神戸市垂水区塩屋町字大谷671番地の259
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、誰もが住み慣れた地域の中でつながりのある人々と共に、安心して暮らしていける地域社会の構築に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間  
平成18年12月22日から2月間
  - (2) 縦覧場所  
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課  
神戸県民局神戸生活創造センター  
阪神南県民局  
阪神北県民局  
東播磨県民局  
北播磨県民局  
中播磨県民局  
西播磨県民局  
但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑

~~~~~

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人スポーツコミュニティ淡路島の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人スポーツコミュニティ淡路島
 - (2) 代表者の氏名
山野博久
 - (3) 主たる事務所の所在地
洲本市由良三丁目14番16号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、子供、高齢者、老若男女を問わずすべての国民に対し、スポーツを通じた健康づくりに関

する事業を行い、健康で明るい町づくりに寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成18年12月22日から2月間

(2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸県民局神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局

但馬県民局

淡路県民局

丹波の森公苑

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人福祉・リリーフ兵庫から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請のあった年月日

平成18年12月21日

2 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人福祉・リリーフ兵庫

(2) 代表者の氏名

荒井貴夫

(3) 主たる事務所の所在地

神戸市灘区永手町4丁目2番1-501号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域福祉を実行する担い手の1法人として、住み慣れた地域で安心した人生を送る、を合言葉として、高齢化が一層進行する社会を十分に認識し、兵庫県の各地域住民に対して、健康的で豊かな生活環境を創造するための調査分析と情報提供、福祉増進に役立つ研究開発とコミュニティ活動、要介護者等への福祉サービスの提供、福祉・リリーフ活動に関する事業を行い、各地域コミュニティの利益と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成18年12月21日から2月間

(2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸県民局神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局  
但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人ハートフルから定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請のあった年月日

平成18年12月21日

2 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人ハートフル

(2) 代表者の氏名

橋 高 通 泰

(3) 主たる事務所の所在地

西宮市柳本町 8 番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、小規模作業所の運営等精神障害者が地域で自らが望む自立した生活をおくることができるための支援に関する事業を行うとともに、精神保健福祉に関する啓発・相談事業を通して一般市民の理解を深め、相互に認めあい支えあう豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成18年12月21日から 2 月間

(2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸県民局神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局

但馬県民局

淡路県民局

丹波の森公苑

~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人阪神介護協会から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請のあった年月日

平成18年12月21日

## 2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称  
特定非営利活動法人阪神介護協会
- (2) 代表者の氏名  
戎 谷 克 己
- (3) 主たる事務所の所在地  
宝塚市光明町2番5-501号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす高齢者、障害者とその家族に対して、心身ともに健康で安心して生活できるよう介護保険法に基づく通所介護、介護予防通所介護、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与と共に行うと共に、高齢者等を抱える家族に対する福祉全般に関する相談事業を行い、地域福祉の向上に努め、高齢者や障害者が生き甲斐をもって安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間  
平成18年12月21日から2月間
- (2) 縦覧場所  
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課  
神戸県民局神戸生活創造センター  
阪神南県民局  
阪神北県民局  
東播磨県民局  
北播磨県民局  
中播磨県民局  
西播磨県民局  
但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人メインストリーム協会から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請のあった年月日

平成18年12月22日

2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人メインストリーム協会
- (2) 代表者の氏名
廉 田 俊 二
- (3) 主たる事務所の所在地
西宮市中須佐町5番12号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間
平成18年12月22日から2月間

(2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
神戸県民局神戸生活創造センター
阪神南県民局
阪神北県民局
東播磨県民局
北播磨県民局
中播磨県民局
西播磨県民局
但馬県民局
淡路県民局
丹波の森公苑

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人各駅停車から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月12日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 申請のあった年月日

平成18年12月22日

## 2 特定非営利活動法人の名称等

## (1) 名称

特定非営利活動法人各駅停車

## (2) 代表者の氏名

亀井 理

## (3) 主たる事務所の所在地

洲本市栄町3丁目1-47

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、小規模作業所の運営、精神保健福祉に関する啓発活動を行うことにより、精神障害者が地域社会に参加する機会を増やし、自立した生活を促進することを目的とする。

## 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

## (1) 縦覧期間

平成18年12月22日から2月間

## (2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課  
神戸県民局神戸生活創造センター  
阪神南県民局  
阪神北県民局  
東播磨県民局  
北播磨県民局  
中播磨県民局  
西播磨県民局  
但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑



## 教育委員会告示

## 兵庫県教育委員会告示第1号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、文化財登録原簿に次のものを登録する。

平成19年1月12日

兵庫県教育委員会  
委員長 平田幸廣

| 種別      | 文化財の名称     | 数量 | 所在地            | 所有者<br>(管理者) |
|---------|------------|----|----------------|--------------|
| 登録有形文化財 | 皇大神社本殿     | 1棟 | 宝塚市小浜5丁目4番4号   | 宗教法人 皇大神社    |
|         | 四所神社本殿及び拝殿 | 2棟 | 豊岡市城崎町湯島447番地  | 宗教法人 四所神社    |
|         | 八柱神社本殿     | 1棟 | 養父市八鹿町八鹿838番地  | 宗教法人 八柱神社    |
|         | 三柱神社本殿     | 1棟 | 養父市八鹿町八鹿1022番地 | 宗教法人 三柱神社    |

## 兵庫県教育委員会告示第2号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として次のとおり指定した。

平成19年1月12日

兵庫県教育委員会  
委員長 平田幸廣

- 技能教育のための施設の名称  
学校法人英数学館 英数学館加古川校（兵庫県加古川市加古川町本町186番地の4）
- 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| 情報処理      | 情報処理                  |
| 文書デザイン    | 文書デザイン                |

## 病院局公告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年1月12日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立こども病院長 中村 肇

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
ICU患者監視システム 一式
- 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立こども病院 神戸市須磨区高倉台1-1-1
- 落札者を決定した日  
平成18年12月18日

- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社メディセオメディカル 東京都文京区本郷3丁目18番15号
- 5 落札金額  
170,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成18年11月7日

~~~~~

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成19年1月12日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立こども病院長 中村 肇

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
手術室術野映像システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立こども病院 神戸市須磨区高倉台1-1-1
- 3 落札者を決定した日
平成18年12月18日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 落札金額
85,050,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般
- 7 入札公告をした日
平成18年11月7日

~~~~~

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成19年1月12日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立成人病センター院長 前田 盛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ガンマカメラ 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立成人病センター 明石市北王子町13-70
  - 3 落札者を決定した日  
平成18年12月18日
  - 4 落札者の名称及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社兵庫支店 神戸市中央区東川崎町1丁目8番1号
  - 5 落札金額  
69,300,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
  - 7 入札公告をした日  
平成18年11月7日
- ~~~~~

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年1月12日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 志田 力

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 3 落札者を決定した日  
平成18年12月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンメディカルシステムズ神戸支店  
神戸市中央区御幸通4-1-1
- 5 落札金額  
238,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成18年11月7日

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年1月12日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤原 久義

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ガンマカメラ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町1-1-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成18年12月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
シーメンス旭メディテック株式会社神戸営業所 大阪府吹田市垂水町3-35-36
- 5 随意契約に係る契約金額  
73,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による

**市町村職員退職手当組合規則**

兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月12日

兵庫県市町村職員退職手当組合

組合長 蓬 萊 務

兵庫県市町村職員退職手当組合規則第1号

兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則（平成18年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第7号）

の一部を次のように改正する。

第3条中「ア又はイ」の次に「若しくはウ又はエ」を加える。

別表第1アの表豊岡市の項中

|       |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| 技能労務職 |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|

|  |  |              |              |
|--|--|--------------|--------------|
|  |  | 2級16号給<br>以上 | 2級15号給<br>以下 |
|  |  | 1級19号給<br>以上 | 1級18号給<br>以下 |

を

|       |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| 技能労務職 |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|

|                                                   |              |              |
|---------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 班長及び班<br>長相当職<br>(平成17年<br>4月1日以<br>後の期間に<br>限る。) | 2級16号給<br>以上 | 2級15号給<br>以下 |
|                                                   | 1級19号給<br>以上 | 1級18号給<br>以下 |

に改め、同表小野市の項中

|          |  |
|----------|--|
| 行政職(I)   |  |
| 行政職(II)  |  |
| 医療職(I)   |  |
| 医療職(II)  |  |
| 医療職(III) |  |

|  |  |    |       |              |              |                 |       |
|--|--|----|-------|--------------|--------------|-----------------|-------|
|  |  | 8級 | 7級    | 6級           | 5級           | 4級・3級           | 2級・1級 |
|  |  |    |       |              | 6級・5級        | 4級・3級           | 2級・1級 |
|  |  | 3級 | 2級    |              |              | 1級              |       |
|  |  |    | 7級・6級 | 5級21号給<br>以上 | 5級20号給<br>以下 | 4級・3級           | 2級・1級 |
|  |  |    | 5級    | 4級           | 3級26号給<br>以上 | 3級25号給<br>以下・2級 | 1級    |

を

|          |
|----------|
| 行政職      |
| 技能労務職    |
| 医療職(I)   |
| 医療職(II)  |
| 医療職(III) |

|  |  |                        |                          |                          |              |              |                 |       |
|--|--|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------|--------------|-----------------|-------|
|  |  |                        | 8級                       | 7級                       | 6級           | 5級           | 4級・3級           | 2級・1級 |
|  |  |                        |                          |                          | 6級           | 5級           | 4級・3級           | 2級・1級 |
|  |  | 3級(管<br>理職手当<br>20%の者) | 3級(管理<br>職手当20%<br>以外の者) | 2級                       |              |              | 1級              |       |
|  |  |                        |                          | 7級・6級                    | 5級21号給<br>以上 | 5級20号給<br>以下 | 4級・3級           | 2級・1級 |
|  |  |                        | 5級(管理<br>職手当16%<br>の者)   | 5級(管理<br>職手当16%<br>以外の者) | 4級           | 3級26号給<br>以上 | 3級25号給<br>以下・2級 | 1級    |

に

改め、別表第1イの表豊岡市の項中

|       |  |  |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|--|--|
| 技能労務職 |  |  |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|--|--|

|  |  |               |               |
|--|--|---------------|---------------|
|  |  | 技能職77号<br>給以上 | 技能職76号<br>給以下 |
|  |  | 労務職73号<br>給以上 | 労務職72号<br>給以下 |

を

|       |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|
| 技能労務職 |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|

|  |  |               |               |               |
|--|--|---------------|---------------|---------------|
|  |  | 班長及び班<br>長相当職 | 技能職77号<br>給以上 | 技能職76号<br>給以下 |
|  |  |               | 労務職73号<br>給以上 | 労務職72号<br>給以下 |

に改め、同表小野市の項中

|          |
|----------|
| 行政職(I)   |
| 行政職(II)  |
| 医療職(I)   |
| 医療職(II)  |
| 医療職(III) |

|  |  |  |    |       |              |               |                      |       |
|--|--|--|----|-------|--------------|---------------|----------------------|-------|
|  |  |  | 8級 | 7級    | 6級           | 5級            | 4級・3級                | 2級・1級 |
|  |  |  |    |       |              | 6級・5級         | 4級・3級                | 2級・1級 |
|  |  |  | 3級 | 2級    |              |               | 1級                   |       |
|  |  |  |    | 7級・6級 | 5級69号給<br>以上 | 5級68号給<br>以下  | 4級・3級                | 2級・1級 |
|  |  |  |    | 5級    | 4級           | 3級101号<br>給以上 | 3級100号<br>給以下・2<br>級 | 1級    |

を

|          |  |  |                        |                          |                          |              |               |                      |     |
|----------|--|--|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------|---------------|----------------------|-----|
| 行政職      |  |  |                        | 8級                       | 7級                       | 6級           | 5級            | 4級・3級                | 2級・ |
| 技能労務職    |  |  |                        |                          |                          | 6級           | 5級            | 4級・3級                | 2級・ |
| 医療職(I)   |  |  | 3級(管<br>理職手当<br>20%の者) | 3級(管理<br>職手当20%<br>以外の者) | 2級                       |              |               | 1級                   |     |
| 医療職(II)  |  |  |                        |                          | 7級・6級                    | 5級69号給<br>以上 | 5級68号給<br>以下  | 4級・3級                | 2級・ |
| 医療職(III) |  |  |                        | 5級(管理<br>職手当16%<br>の者)   | 5級(管理<br>職手当16%<br>以外の者) | 4級           | 3級101号<br>給以上 | 3級100号<br>給以下・2<br>級 | 1級  |

1級

1級

1 級

に改め、別表第1に次の2表を加える。

ウ 平成8年4月1日から平成18年9月30日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

| 団体名        | 給料表の種類 | 職 員 の 区 分 |       |       |       |       |                                  |                                  |                                  |                      |
|------------|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------|
|            |        | 第1号区分     | 第2号区分 | 第3号区分 | 第4号区分 | 第5号区分 | 第6号区分                            | 第7号区分                            | 第8号区分                            | 第9号区分                |
| 洲本市        | 行政職    |           |       |       | 7級    | 6級    | 5級                               | 4級                               | 3級                               | 2級・1級                |
|            | 医師職    |           |       |       | 3級    |       | 2級13号給以上<br>50歳以上で、かつ<br>勤続25年以上 | 2級12号給以下                         | 1級                               |                      |
|            | 共通     |           |       |       |       |       |                                  |                                  |                                  |                      |
| 津名郡五色町     | 行政職    |           |       |       | 8級    | 7級    | 6級21号給以上<br>6級22号給以上             | 6級21号給以下                         | 5級・4級                            | 3級・2級・1級             |
|            | 技能労務職  |           |       |       |       |       | 2級39号給以上<br>1級42号給以上             | 2級29号給以上38号給以下<br>1級31号給以上41号給以下 | 2級17号給以上28号給以下<br>1級19号給以上30号給以下 | 2級16号給以下<br>1級18号給以下 |
|            | 医師職    |           |       |       | 3級    |       |                                  |                                  |                                  |                      |
|            | 共通     |           |       |       |       |       | 50歳以上で、かつ<br>勤続25年以上             |                                  |                                  |                      |
| 多可郡多可町     | 行政職    |           |       |       | 8級    | 7級    |                                  | 6級                               | 5級・4級                            | 3級・2級・1級             |
|            | 技労職    |           |       |       |       |       |                                  | 2級30号給以上                         | 2級13号給以上29号給以下<br>1級17号給以上       | 2級12号給以下<br>1級16号給以下 |
|            | 医師職    |           |       |       | 3級    |       |                                  |                                  |                                  |                      |
|            | 看護職    |           |       |       |       |       |                                  |                                  | 2級8号給以上<br>1級18号給以上              | 2級7号給以下<br>1級17号給以下  |
|            | 教育職    |           |       |       |       |       |                                  | 2級23号給以上                         | 2級12号給以上22号給以下                   | 2級11号給以下・1級          |
| 多可郡中町      | 行政職    |           |       |       | 8級    | 7級    |                                  | 6級                               | 5級・4級                            | 3級・2級・1級             |
|            | 技労職    |           |       |       |       |       |                                  | 2級30号給以上                         | 2級13号給以上29号給以下<br>1級17号給以上       | 2級12号給以下<br>1級16号給以下 |
|            | 教育職    |           |       |       |       |       |                                  | 2級23号給以上                         | 2級12号給以上22号給以下                   | 2級11号給以下・1級          |
| 多可郡加美町     | 行政職    |           |       |       | 8級    | 7級    |                                  | 6級                               | 5級・4級                            | 3級・2級・1級             |
|            | 技労職    |           |       |       |       |       |                                  | 2級30号給以上                         | 2級13号給以上29号給以下<br>1級17号給以上       | 2級12号給以下<br>1級16号給以下 |
|            | 医師職    |           |       |       | 3級    |       |                                  |                                  |                                  |                      |
|            | 看護職    |           |       |       |       |       |                                  |                                  | 2級8号給以上<br>1級18号給以上              | 2級7号給以下<br>1級17号給以下  |
| 多可郡八千代町    | 行政職    |           |       |       | 8級    | 7級    |                                  | 6級                               | 5級・4級                            | 3級・2級・1級             |
|            | 技労職    |           |       |       |       |       |                                  | 2級30号給以上                         | 2級13号給以上29号給以下<br>1級17号給以上       | 2級12号給以下<br>1級16号給以下 |
|            | 医師職    |           |       |       | 3級    |       |                                  |                                  |                                  |                      |
| 淡路広域行政事務組合 | 行政職    |           |       |       | 7級    | 6級    | 5級<br>50歳以上で、かつ<br>勤続25年以上       | 4級                               | 3級                               | 2級・1級                |
| 淡路広域消防事務組合 | 行政職    |           |       |       | 7級    | 6級    | 5級                               | 4級                               | 3級                               | 2級・1級                |
| 淡路広域水道企業団  | 行政職    |           |       |       | 7級    | 6級    | 5級<br>50歳以上で、かつ<br>勤続25年以上       | 4級                               | 3級                               | 2級・1級                |

エ 平成18年10月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

| 団体名        | 給料表の種類 | 職 員 の 区 分 |       |       |       |       |                                  |                        |                             |                      |
|------------|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|----------------------------------|------------------------|-----------------------------|----------------------|
|            |        | 第1号区分     | 第2号区分 | 第3号区分 | 第4号区分 | 第5号区分 | 第6号区分                            | 第7号区分                  | 第8号区分                       | 第9号区分                |
| 洲本市        | 行政職    |           |       |       | 7級    | 6級    | 5級                               | 4級                     | 3級                          | 2級・1級                |
|            | 医師職    |           |       |       | 4級・3級 |       | 2級13号給以上<br>50歳以上で、かつ<br>勤続25年以上 | 2級12号給以下               | 1級                          |                      |
|            | 共通     |           |       |       |       |       |                                  |                        |                             |                      |
| 多可郡多可町     | 行政職    |           |       |       |       | 6級    | 5級                               | 4級                     | 3級                          | 2級・1級                |
|            | 技労職    |           |       |       |       |       |                                  | 2級117号給以上<br>1級116号給以上 | 2級49号給以上116号給以下<br>1級61号給以上 | 2級48号給以下<br>1級60号給以下 |
|            | 医師職    |           |       |       |       | 3級    | 2級                               |                        | 1級                          |                      |
|            | 看護職    |           |       |       |       |       |                                  |                        | 2級29号給以上<br>1級65号給以上        | 2級28号給以下<br>1級64号給以下 |
| 淡路広域行政事務組合 | 行政職    |           |       |       | 7級    | 6級    | 5級<br>50歳以上で、かつ<br>勤続25年以上       | 4級                     | 3級                          | 2級・1級                |
| 淡路広域消防事務組合 | 行政職    |           |       |       | 7級    | 6級    | 5級                               | 4級                     | 3級                          | 2級・1級                |
| 淡路広域水道企業団  | 行政職    |           |       |       | 7級    | 6級    | 5級<br>50歳以上で、かつ<br>勤続25年以上       | 4級                     | 3級                          | 2級・1級                |

別表第2を次のように改める。

別表第 2

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、川辺郡猪名川町、加古郡稲美町、加古郡播磨町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町、美方郡新温泉町、兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、宍粟環境事務組合、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合、南但老人ホーム一部事務組合、氷上多可衛生事務組合、淡路市・洲本市広域事務組合、加古郡衛生事務組合、南但広域行政事務組合、南あわじ市・洲本市小中学校組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、美方広域消防事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東環境施設事務組合、小野加東広域事務組合、播磨高原広域事務組合 | 平成18年4月1日  |
| 洲本市、多可郡多可町、淡路広域行政事務組合、淡路広域消防事務組合、淡路広域水道企業団                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 平成18年10月1日 |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の規定は、平成18年10月1日から適用する。